

県民手帳などの予約受付 ~2023年~



申込方法●電話・FAX・直接来庁 いずれかの方法でお申し込みください。
 ※FAXの場合は、町ホームページからFAX申込書をダウンロードするか、任意の用紙に『住所・氏名・電話(携帯)番号・品名・購入冊数』を明記の上、お申し込みください。

申込期限●8月19日(金)まで
 販売金額●金額の確定は8月頃です。昨年の金額は表のとおりです。
 配布時期●10月下旬から11月下旬頃を予定
 配布方法●企画政策課で代金と引き換えに品物をお渡しします。

申込・お問合せ●企画政策課企画政策係
 ☎76-5417 FAX 76-7144



町ホームページは
 こちら



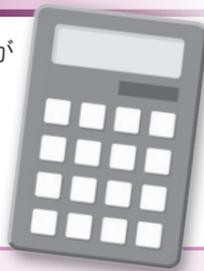
品名	金額(1冊)
県民手帳(紺・黄・赤)	500円
ファミリー日誌	1,400円
農業日誌	1,400円
新農家暦	450円

住民税の申告はお済みですか？

各種保険料(税)などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。
 未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合もありますので、未申告の方を対象に、下記のとおり申告相談を開催します。

日時●8月18日(木)・19日(金) 午前9時~午後4時
 会場●役場1階 第2会議室

- 持ち物●
- マイナンバーが記載された本人確認書類など
 - 収入の分かるもの(源泉徴収票や売上伝票など)
 - 経費の分かるもの(仕入伝票や領収書など)
 - 各種控除証明書
- ※詳しくは、事前にお問い合わせください。
 お問い合わせ●税務課課税係 ☎76-5402



★未申告の場合★
 介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、こども園保育料、学童保育料の減額措置が受けられず、高い金額で納めなければならない場合があります。
 この他にも、所得によって決定されるものがありますので、必ず申告をしましょう。

税等の納付状況報告 (令和4年5月31日現在)

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、令和3年度の税等の納付状況を公表します。

職名	氏名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	集落排水使用料
町長	平山富子	-	○	○	○	-	-	-	-
副町長	平野欽作	○	○	-	-	○	-	○	-
教育長	木川貴美子	○	-	-	-	-	-	-	-
議長	勝又一徳	○	○	-	○	-	-	○	○
副議長	菅澤環	○	-	-	-	-	-	-	-
議員 (議席番号順)	萩原宏紀	○	○	-	-	-	-	-	-
	佐藤利治	○	○	-	-	-	-	○	-
	橋本孝之	○	○	○	○	-	-	-	-
	行橋千春	○	○	-	○	-	-	-	-
	飯田良一	○	○	○	○	-	-	-	-
	鶴澤茂	○	○	○	○	○	-	○	-
	佐藤幸三	○	○	-	○	○	-	○	-
	菅澤博隆	○	○	-	○	○	-	○	-
	高坂恭子	○	○	-	○	○	○	○	-
	土井秀敏	○	○	○	-	-	-	○	-
土井清司	○	○	-	-	○	-	○	-	
石渡悦子	○	○	-	-	-	-	-	-	

【表示例】「○」…当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合 「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合
 「-」…本人の納付義務などが無い場合

お問い合わせ●総務課庶務係 ☎76-2611

令和5年4月採用 町職員募集!

職種・採用予定者数

一般行政職初級(若干名)
 社会福祉士【1名】

試験日

9月18日(日)

試験会場

香取市立佐原中学校

受験資格

一般行政職初級●平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学歴は問いません。
 社会福祉士●昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で資格を有している方、または令和5年春季までに当該資格を取得見込みの方。



申込書の配布

6月24日(金)から役場2階の総務課で配布[午前8時30分~午後5時15分]

- ※土・日・祝日は、日直にお申し出ください。
- 町ホームページからもダウンロードできます
- 郵送により申込書を請求する場合は、返信用封筒を同封してください。(角形2号封筒に住所・氏名を記入し、120円切手を貼ったもの)



申込書の受付

7月25日(月)~8月8日(月)

役場2階総務課で受付(土・日・祝日を除く)[午前8時30分~午後5時15分]
 ※郵送の場合は、8月8日(月)の消印まで有効です。

お問い合わせ●総務課庶務係 ☎76-2611 (〒289-2292 多古町多古584番地)

ICTで変わる子どもたちの「学び」 創造性を育むICT教育の実現に向けて

国は「GIGAスクール構想」として子どもの頃からICT(※1)環境になじみ、これからの社会で生き抜く力を育むため、1人1台の端末を整備した教育環境を推進しています。

町では、令和2年度に小中学校すべての児童生徒が1人1台学習用タブレット端末を使えるように整備しました。学校では、インターネット検索を活用した情報収集や授業での意見発表などで活用しています。

6月の定例議会では、**学校の通信環境の改善を図るための通信費、全教室への電子黒板(※2)の整備費、家庭学習に必要な物品の購入費**などの補正予算を計上しました。

また、現在ICT教育に関するサポート全般を民間のICT支援員に委託していますが、授業などの課題に丁寧に対応するため、教員経験のある、学校現場の実情に精通した、**町独自のICT支援員**を6月から雇用し、授業支援や教員支援の充実を図っています。

今後も学校やICT支援員との連携をより一層深め、創造性を育むICT教育の実現に向けて取り組んでいきます。

※1 ICT…Information and Communication Technologyの略
 通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。

※2 電子黒板…ペンで描いた文字や図形などを電子的に変換することができるホワイトボード
 内容の保存・再生、パソコンやスキャナーとの連動による画像の表示・保存などができる。



タブレット端末を活用した授業の様子

お問い合わせ●学校教育課学校教育係 ☎76-5411